

平成26年度

～みなさんの活動を応援します～

# 「区民公益活動に関する政策助成」への申請事業を募集します

◆申請期間

4月1日(火)～4月25日(金)

## 区民公益活動に対する政策助成制度とは？

区民団体が行っている公益活動で、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に助成する制度です。応募できる団体は、区民を対象とした公益活動の実績が1年以上ある、自主的に組織された非営利の団体です。

詳細は平成26年度の「政策助成の手引き」\*をご覧ください。

## 助成限度額は、1事業20万円。1団体2事業、総額40万円まで。

謝礼金や印刷製本費など、事業の実施に必要な経費を助成します。

事業の実施に必要な経費のうち、助成対象経費総額の3分の2以内を助成します。

年度内の助成限度額は1事業につき20万円まで。同一団体の申請は2事業、総額40万円までです。

詳細は平成26年度の「政策助成の手引き」\*をご覧ください。

## 助成の対象となる活動は？

助成の対象となる活動は、以下の10の活動領域にあたる活動になります。

- ①地域を住民自身で支えるための活動、②産業の活性化、都市観光推進のための活動、
- ③地球環境を守るための活動、④子どもと子育て家庭を支援するための活動、
- ⑤男女共同参画を推進及び人権を守るための活動、⑥地域の保健福祉を推進するための活動、
- ⑦安全で快適なまちづくりのための活動、⑧学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動、
- ⑨国際交流、平和のための活動、⑩消費者のための活動

☆☆☆申請にあたって説明会を開催します（出席は自由です。各回とも同内容）☆☆☆

◎3月19日(水) 午後7時～午後9時 (区役所7階 第10会議室)

◎3月20日(木) 午前10時～正午 (区役所7階 第10会議室)

◎3月24日(月) 午後2時～午後4時 (区役所7階 第10会議室)

※「政策助成の手引き」及び「申請様式」は、上記説明会で配布するほか、3月19日(水)以降、地域活動推進担当の窓口(区役所5階7番)でも配布します。また同日より、区のホームページ(<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/172000/d017498.html>)からもダウンロードできます。

◆ご注意!!…申請にあたっては必ず平成26年度の「政策助成の手引き」をご覧ください。

問合せ先：中野区 地域支えあい推進室 地域活動推進分野 地域活動推進担当

電話：3228-5571 / ファクシミリ：3228-5620